

和 (なごみ)合同事務所

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5 6F
 Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118
 〒105-0012 東京都港区芝大門 1-2-7 2F
 Tel 03-3431-2381 Fax 03-3431-2386

バグゼス株式会社

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5 6F
 Tel 06-6945-5750 Fax 06-6945-5760

JULY, 2005



www.101dog.co.jp

有限責任事業組合（LLP）制度の創設

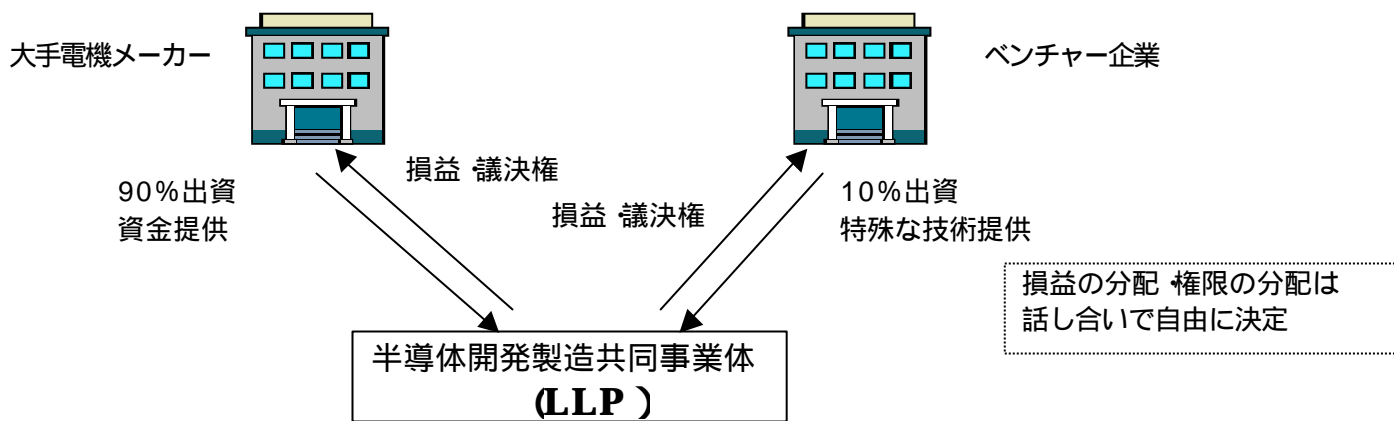
法律制定の目的

8月1日、経済産業省により、共同の事業活動を促進するため組合員が無限責任を負う民法組合の特例として、組合員の責任を有限とする有限責任事業組合（LLP）制度が施行されます。

LLP 制度の創設により、ベンチャーや中小企業と大企業の連携、中小企業同士の連携、大企業同士の共同研究開発、産学連携、IT 等の専門技能を持つ人材による共同事業などを振興し、新産業を創造することが目的です。

LLP 制度は出資金が少ない組合員でも、才能やノウハウによる貢献を高く評価して多額の配当や大きな議決権を与えるなど、出資比率と異なる柔軟な損益の分配が可能となります。この結果、従来は認められなかった企業や個人の新しい連携事業が実現します。

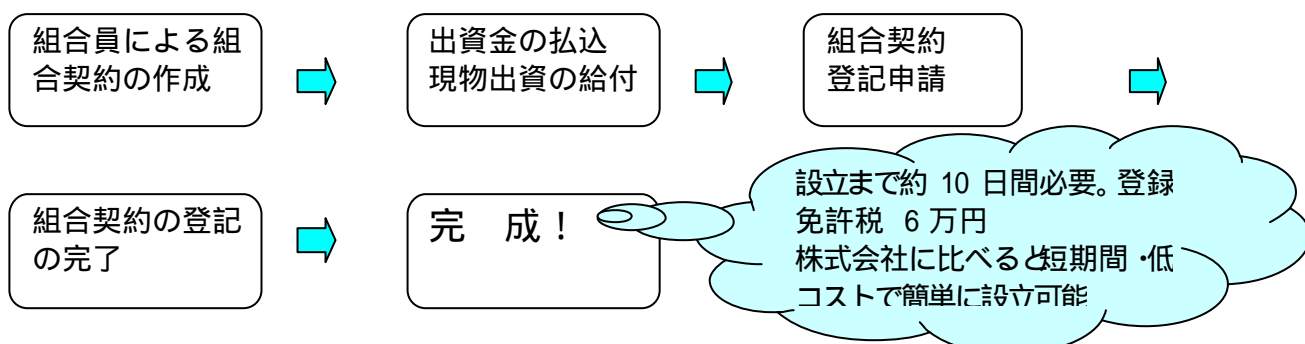
《想定例》 大手電機メーカーと特殊な技術を有するベンチャー企業が次世代半導体の開発 製造のベンチャー企業を立ち上げる。



LLP の特徴

	株式会社	民法組合	LLP
有限責任制		× 無限責任	有限責任
内部自治原則	× 損益や権限の配分は出資額に比例 取締役会や監査役が必要	損益や権限の配分は自由 監視機関の設置が不要	損益や権限の配分は自由 監視機関の設置が不要
構成員課税	× 法人課税	構成員課税	構成員課税

LLP の立上げ手続



LLP の課税上の効果

事業で利益が出た場合

共同事業 LLP には課税されず組合員への利益分配により直接課税される。

業で損失が出た場合

組合員に損失が帰属し、出資額を基礎とする一定額の範囲内で出資者の他の所得と損益通算ができる。

損益分配の税務上の取扱い

組合員の損益分配の割合については

- (ア) 総組合員の同意により、
- (イ) 書面で分配の割合の定めを行い、
- (ウ) その書面に当該分配割合を定めた理由について記載することにより、合理的な範囲内であれば、出資比率と異なる柔軟な損益分配を行うことが可能である。

お金がなくてもその人に才能やノウハウによる貢献を高く評価して、出資比率と異なる柔軟な損益の分配や権限の分配が可能となる。

LLP の支出が出資者に帰属する効果

共同 LLP が研究開発を行う場合、その支出は組合員に帰属し、研究開発減税の適用をうけることができる。

LLP の注意点

組織変更ができない。

LLP のままでは IPO ができない。

LLP としてした契約の効果は全組合員に及ぶ。

組合員全員の一致が必要

(文章担当：富田・新熊)

当事務所におきまして、LLP 設立相談会を随時開催しています。
ご希望の皆様は是非ご連絡くださいませ。

～ 経営者の皆様へ～

毎週金曜日、無料相談を実施しております！！

「会社を創ろう！」・「脱サラして独立しよう！」とお考えの方をご紹介下さい。当事務所では、そのような方々の為に、「司法書士との提携」、「創業支援パック」といった低価格サービスをご用意しております。つきましては、事前にご予約下さいますよう、よろしくお願い致します。(06-6944-4117 まで)